

釧路港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成28年7月

釧路港港湾管理者

釧路市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 23 年 9 月 釧路市地方港湾審議会
- ・ 平成 23 年 11 月 交通政策審議会第 46 回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 25 年 1 月 釧路市地方港湾審議会
- ・ 平成 27 年 3 月 釧路市地方港湾審議会

の議を経た釧路港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由		1
土地造成及び土地利用計画		2
1 土地利用計画		2

変更理由

西港区第1埠頭地区において、土地利用需要の変化に対応するため、土地利用計画を変更する。

土地造成及び土地利用計画

西港区第1埠頭地区において、土地利用需要の変化に対応するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地利用計画（変更）

単位：ha

港区名	用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
西 港 区	第1埠頭 地区	(17) 17	(29) 29	(7) 7	(26) 26	(4) 4	(83) 83

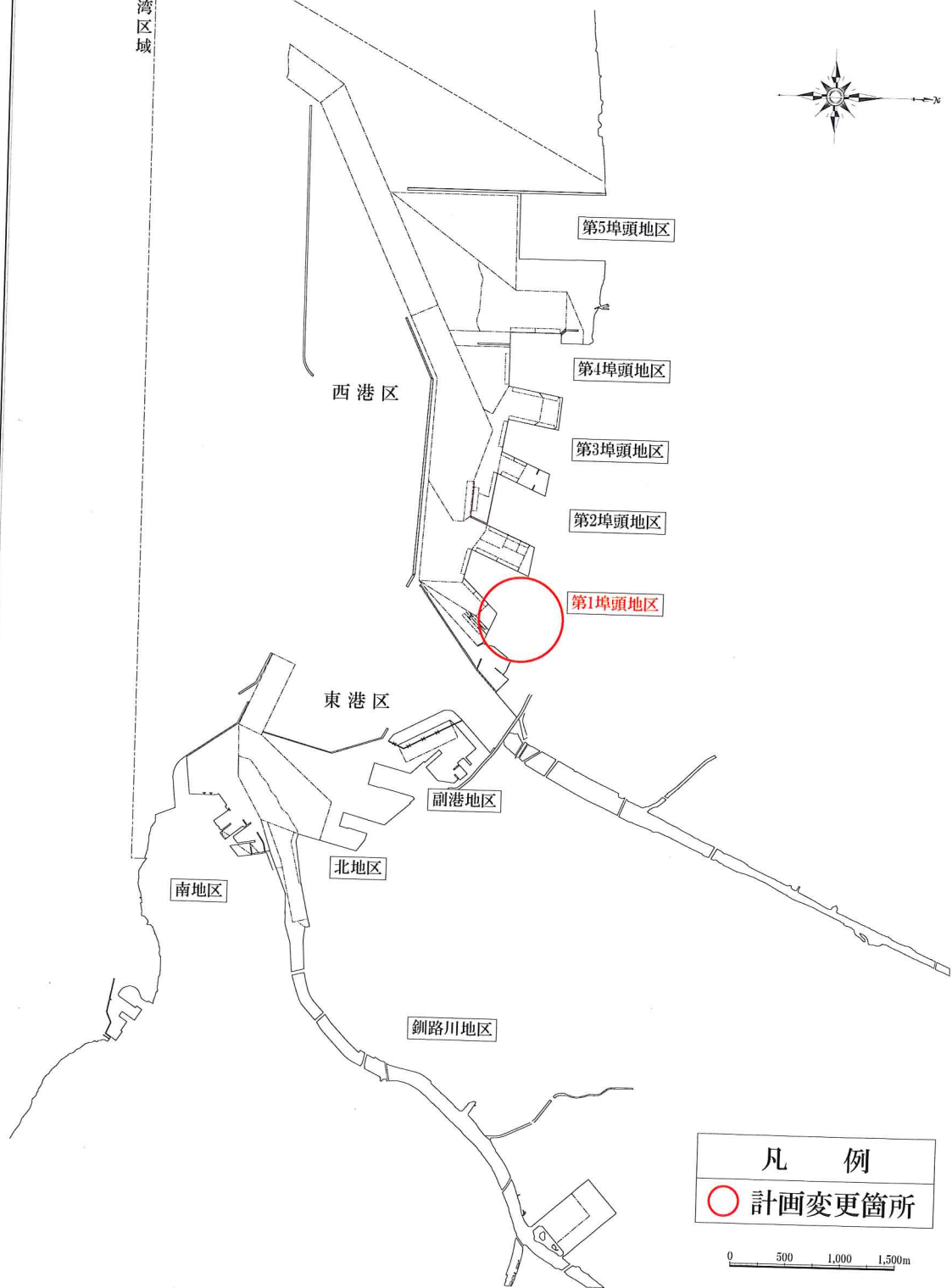
注1) ()内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の軽易な変更に係る地区についてのみ記載した。

釧路港港湾計画位置図

釧路港港湾区域



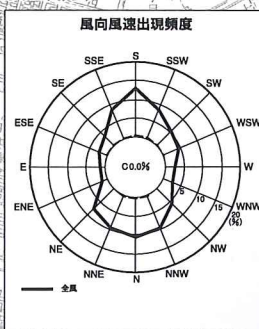
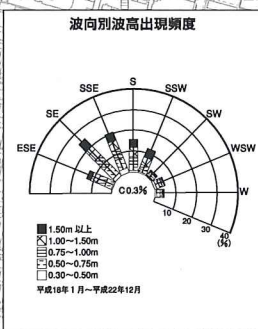
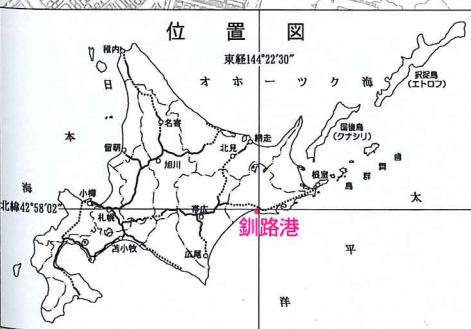
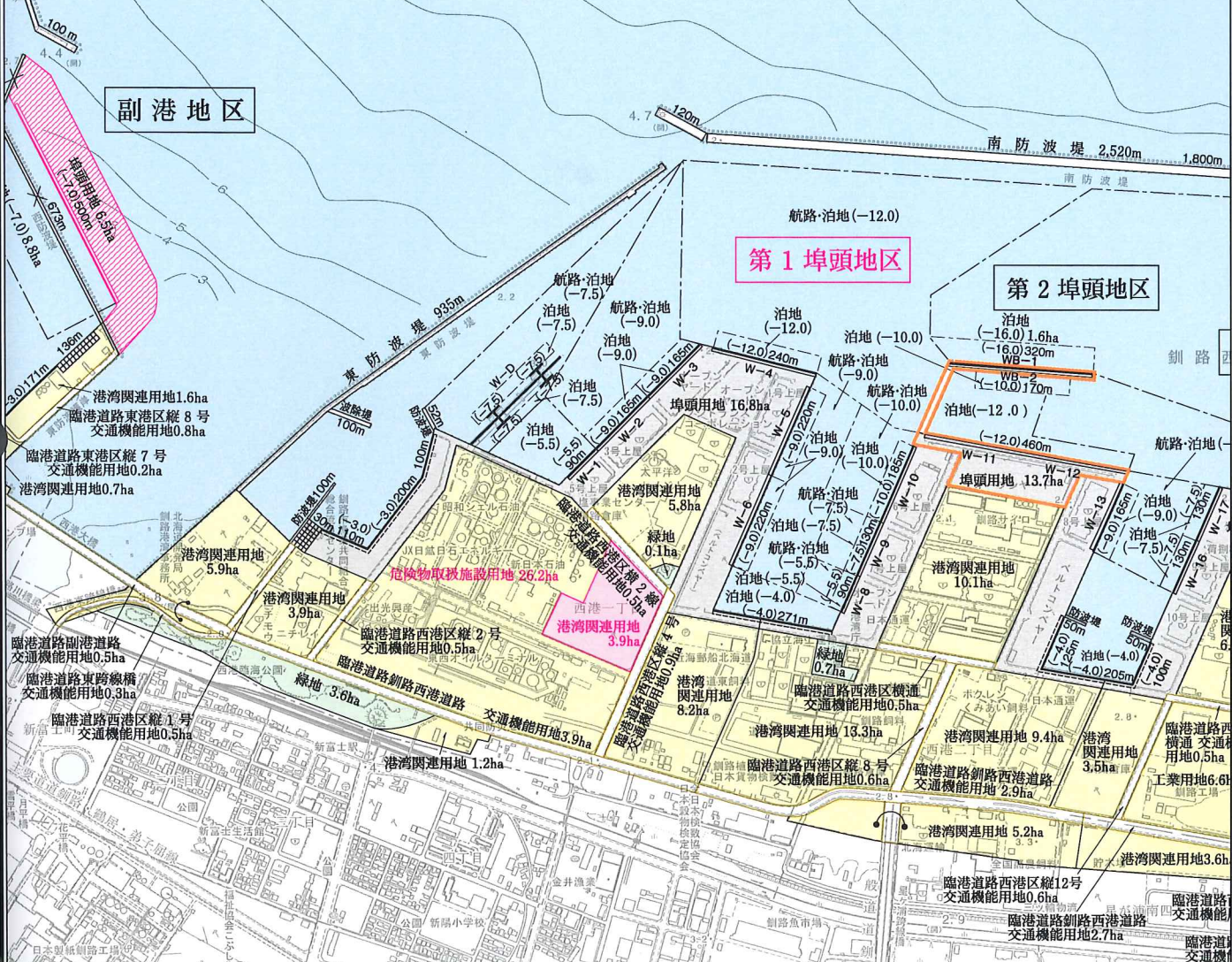
釧路港港湾計画図



副港地区

第1埠頭地区

第2埠頭地区



凡 例	
	航路・泊地 (既設・工事中)
	外郭施設 (既設)
	岸壁 (既設・工事中)
	物揚場 (既設・工事中)
	船揚場 (既設)
	ドルフィン (既設)
	埠頭用地 (既設・工事中)
	緑地 (既設)
	交通機能用地 (臨港道路) (既設)
	その他用地 (既設・工事中)
	効率的な運営を特に促進する区域 (既設・工事中)

1 : 15,000

(1km=6.7cm)